

E i w a N e w s

年末調整

平成 24 年 11 月
(No. 088)

今年も年末調整の時期が近づいてまいりました。税務署から「年末調整のしかた」や「年末調整等説明会の開催のお知らせ」がお手許に届いていることと存じます。

毎年のお知らせになりますが、年に一度の作業ですので、お忘れの点もあるかと思えます。

また、年明けには、法定調書、給与支払報告書、償却資産申告書の提出等もありますので、お早めに準備を始められることをお勧めいたします。

[1] 今年の変更点

1. 生命保険料控除の改組

生命保険料控除が改組され、次の①から③の各保険料控除の合計適用限度額が 12 万円とされました。

① 平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等の控除

平成 24 年 1 月 1 日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等(以下「新契約」)のうち、介護(費用)保障又は医療(費用)保障を内容とする主契約又は特約に基づいて支払った保険料等(以下「介護医療保険料」)について、介護医療保険料控除(4 万円を限度)が設けられました。

また、新契約に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額も、各々 4 万円とされました。

新契約に係る各保険料控除の控除額は、以下のとおりです。

区 分	支 払 保 険 料 等 の 金 額	控 除 額
一般生命保険料 又は 個人年金保険料 又は 介護医療保険料	20,000円以下	支払った保険料等の全額
	20,001円から 40,000円まで	$(\text{支払った保険料等の金額の合計額}) \times 1/2 + 10,000\text{円}$
	40,001円から 80,000円まで	$(\text{支払った保険料等の金額の合計額}) \times 1/4 + 20,000\text{円}$
	80,001円以上	40,000円

② 平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等の控除

平成 23 年 12 月 31 日以前に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等(以下「旧契約」)については、従前の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除(各々 5 万円を限度)が適用されます。

③ 新契約と旧契約の両方について保険料控除の適用を受ける場合

新契約に基づく保険料等と旧契約に基づく保険料等の両方の支払について、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合の控除額は、新契約及び旧契約について、それぞれ①及び②による金額の合計額(4 万円を限度)となります。

2. 通勤手当の非課税限度額の変更

自動車等の交通用具を使用して通勤する人が受ける通勤手当については、運賃相当額（鉄道等の交通機関を利用した場合の金額）が距離比例額（交通用具を使用して通勤する人の通勤の距離に応じて定められる金額）を超える場合に、運賃相当額（月額10万円を限度）までが非課税とされる措置が廃止となりました。

これにより、通勤手当の金額が距離比例額を超える場合には、その距離比例額を超える金額が課税の対象となりました。

[2] 年末調整を行うにあたって

1. 必要書類

- ① 平成25年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- ② 平成24年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書
年末調整の対象となる人数分を用意・配布し、早めに回収することをお勧めいたします。
記入もれや、下記2.の添付書類のもれがある場合には、年末調整手続きに時間がかかることがあります。

2. 添付書類

年末調整を行う際には、下記の証明書類等の添付が必要になります。

- ① 生命保険料控除、地震保険料控除、並びに社会保険料控除のうち国民年金保険料及び国民年金基金掛金、小規模企業共済等掛金控除を受けるための証明書類
- ② 年の途中の入社で前職がある人は、前職分の源泉徴収票
- ③ 住宅ローン控除を受けるための、税務署から発行された給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書や金融機関から発行された借入金の残高証明書

保険会社・日本年金機構等から送られてきた証明書類等を紛失されている場合には、早急に再発行の手続きを行う必要があります。

なお、毎月の給料から差し引かれる社会保険料の金額については、添付書類は不要です。

[3] 確定申告

給与所得者のうちの多くの方は、年末調整により年間の税額が確定するため、確定申告の手続きが不要になります。

しかし、給与所得者で、住宅ローン控除の適用を初めて受ける方、医療費控除の適用を受ける方、寄附金控除の適用を受ける方、同時に2カ所以上の会社から給与を受けている方、給与収入が2,000万円を超える方等は、確定申告をする必要があります。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願いたします。